

東大阪市保健所運営協議会条例を廃止する条例制定の件

東大阪市保健所運営協議会条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市保健所運営協議会条例を廃止する条例

東大阪市保健所運営協議会条例（昭和 5 8 年東大阪市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東大阪市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 2 年東大阪市条例第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

別表保健所運営協議会委員の項を削る。

東大阪市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

新		旧		
別表（第2条第1項関係）		別表（第2条第1項関係）		
区分	報酬の額	区分	報酬の額	
公平委員会委員長～災害補償審査会委員（略）		公平委員会委員長～災害補償審査会委員（略）		
		保健所運営協議会委員	日額	8,500円
感染症の診査に関する協議会委員～開票立会人（略）		感染症の診査に関する協議会委員～開票立会人（略）		